

タイに青果物を輸出する事業者の皆様へ

～ 2019年8月25日から証明書が必要になります ～

- ✓ タイに青果物を輸出する事業者の方々は、2019年8月25日から、食品衛生の観点から、選果・梱包を行う施設でタイの基準に適合する証明書等を取得いただき、輸出の際にその証明書等を添付する必要がある。

■ 食品衛生に係る証明書が必要になる品目

生鮮果実	バナナ、栗、ドラゴンフルーツ、カンターループ、メロン、ランブータン、レンブ、スイカ、ザクロ、グアバ、ナツメ、マンゴー、パパイヤ、サポジラ、リュウガン、イチゴ、マンダリンオレンジ、オレンジ・ダイダイ及びこれらのハイブリッド種、キノット、willow leaf sower orange、梨、ブドウ、リンゴ
生鮮野菜	ニンニク、ラッキョウ、中国ニンニク、ロマネスコを含むカリフラワー、サボイキャベツを含むキャベツ、チャイブ、ガランガル、カイラン、人参、ネギ、モヤシ、ヤサイカラスウリ、キュウリ、ジョウロクササゲ、エンドウ、芽及び茎を含むブロッコリー、バジル、カミメボウキ、スイートバジル、ツボクサ、ハウレンソウ、ハクサイ、アマランサス、ヨウサイ、ゴートホーンペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子、パプリカを含むピーマン、カボチャ、トマト、タイ茄子、じゃが芋、エシャロット、人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、霊芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ等

○ 使用できる証明書について

以下に掲げる規格はタイ王国FDAがタイの基準と同等以上と認めており、タイ向け輸出に際し、その認証書または適合証明書を使用することができます。なお、使用する場合、英文認証書・適合証明書の原本証明がなされた複写の提示が求められます。

- ① タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0
- ② JFS-B規格（製造セクター:E）ver. 1.1
JFS-C規格（製造セクター:E）ver. 2.2, 2.3
- ③ GLOBAL G. A. P. ver. 5.1, 5.2（選果・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ④ ASIAGAP ver. 2.1, 2.2（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑤ JGAP 2016（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑥ FSSC22000 ver. 4.1または 5、ISO22000:2005、BRC Global Standard for Food Safety等の規格の認証

* 都道府県から発行される証明書も使用できます（都道府県によって対応状況が異なりますので、それぞれの都道府県にお問い合わせいただくか、裏面のお問い合わせ先に連絡下さい）。

○ 主な証明書の取得方法

(1) タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0

JFSMホームページに公表されている監査会社が、規格の監査及び適合証明を行います。事業者の方は以下のサイトに掲載のある監査会社の中から申請先を決め、監査を受けてください。

→https://www.jfsm.or.jp/information/2019/190619_000382.php

(2) 都道府県が発行する証明書

都道府県ごとに証明書を発行できるかどうか、その時期は異なります。詳しくは各都道府県庁にお問い合わせください。

*なお、認証を受ける施設については、りんご、なし、いちご、ぶどう、メロン、すいか、きゅうり及びトマト等については植物防疫上の施設登録等を行う必要があります。詳しくは最寄りの植物防疫所へお問い合わせ下さい。(参考)

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

○ 財政的支援

タイ向けJFS認証等タイ向け輸出に必要な証明書の取得経費を支援します。

① 国際的認証資格取得等支援事業 (補助率1/2上限) (公募中7/2~7/23締切)

*補助対象経費：認証取得のために必要な文書作成費、分析検査費、コンサルティング経費、適合証明書取得のための監査会社による監査費用等→<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/190702.html>

② 青果物グローバル産地緊急対策事業 (補助率1/2等) (7月中予定)

*補助対象経費：輸出拡大の取組の一環として、認証取得が必要である場合は、認証取得のために必要な文書作成費、備品費、分析検査費、コンサルティング経費等が対象となります。
※適合証明書取得のための監査費用は対象外です。
※輸出拡大を図ることが事業の要件です。

(参考) 3次公募時の資料を照会しますので、今後の参考にして下さい。

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/190515_1.html

■ お問い合わせ先

食料産業局 輸出促進課 海外輸入規制対策室 事業者支援班 ☎ 03-3501-4079(直通)

(関連サイト) <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

<財政的支援の②について>

生産局 園芸流通加工対策室 輸出促進班 ☎ 03-3502-5958(直通)

北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 ☎ 011-330-8807

東北農政局生産部園芸特産課 ☎ 022-221-6193

関東農政局生産部園芸特産課 ☎ 048-740-0434

北陸農政局生産部園芸特産課 ☎ 076-232-4314

東海農政局生産部園芸特産課 ☎ 052-223-4624

近畿農政局生産部園芸特産課 ☎ 075-414-9023

中国四国農政局生産部園芸特産課 ☎ 086-224-9413

九州農政局生産部園芸特産課 ☎ 096-300-6250

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 098-866-1653